

# 船舶事故調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年10月6日 06時30分ごろ
発生場所	茨城県北茨城市大津漁港南南西方沖 大津港南防波堤A灯台から真方位206° 2.6海里付近 (概位 北緯36° 46.9′ 東経140° 45.6′)
事故の概要	漁船鮫勝丸は、漂泊中、また、漁船甚栄丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 鮫勝丸、4.9トン IG3-6766（漁船登録番号）、個人所有 第231-20402号（船舶検査済票の番号） B 漁船 甚栄丸、4.9トン IG3-6469（漁船登録番号）、個人所有 第231-12008号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部ブルワークに破損 B 右舷船首部ブルワークに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、しらす引き網漁の目的で大津漁港を出港し、同漁港南南西方沖で北方に向けて網を引いた後、主機を中立運転とし、船首を北方に向けた状態で漂泊して揚網作業を行っていた。 船長Aは、後部甲板右舷側で船尾方を向いてボールローラを使用し、また、甲板員Aに同甲板左舷側で同様に同ローラを使用させ、網の引き索を引き揚げていた船長Aは突然、衝撃を受けて船首方を振り返ったところ、A船の船首部とB船の船首部とが衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bほか甲板員1人が乗り組み、しらす引き縄漁の目的で大津漁港を出港し、同漁港周辺で操業を行った後、約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で同漁港南南西方沖の漁場に向かった。 船長Bは、漁場に至って約13knに減速し、魚群探知機の反応を見

	<p>ながら南進していたところ、左舷及び右舷の両船首方から網を引いた漁船がそれぞれ北進してくるのに気付いた。</p> <p>船長Bは、両船の間を通過しようと両船が引く網の端を示すブイを確認しつつ、引き続き魚群探知機を確認しながら南進を続けていたところ、船首部に衝撃を受け、B船と前路で漂泊していたA船とが衝突したことに気付いた。</p> <p>A船及びB船は、船長Bが本事故の発生を無線で僚船に連絡し、付近で操業していた僚船にえい航されて大津漁港に戻った。</p> <p>船長A及び甲板員Aは、ポールローラで引き索や網を引き揚げている十数分の間、ポールローラの操作に専念していたので、船首方から接近するB船に気付かなかった。</p> <p>B船は、操舵室の船首側に排気管やマスト等が設置されており、また、本事故当時、魚群探索の目的で速力を減じたことで船首が浮上し、通常の航行時よりも正船首方が見えにくい状況であった。</p> <p>船長Bは、ふだん、航行中に船首を左右に振って正船首方を確認するようにしていたが、本事故当時、左舷及び右舷の両船首方からすれ違う態勢の漁船が引く網のブイや魚群探索に意識を向けていたので、正船首方で漂泊していたA船に気付かず、また、レーダーを作動させていたものの確認していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、漂泊して揚網作業中、船長Aが、甲板員Aと共に後部甲板で船尾方を向き、ポールローラの操作に意識を集中していたことから、船首方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南進中、操舵室船首側の排気管やマスト等に加えて船首が浮上し、通常の航行時よりも正船首方が見えにくい状況下、船長Bが、左舷及び右舷の両船首方からすれ違う態勢の漁船が引く網のブイや魚群探索に意識を向けて航行を続けたことから、正船首方で漂泊していたA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が漂泊して揚網作業中、B船が操舵室船首側の排気管やマスト等に加えて船首が浮上し、通常の航行時よりも正船首方が見えにくい状況下で南進中、船長Aが、甲板員Aと共に後部甲板で船尾方を向き、ポールローラの操作に意識を集中し、また、船長Bが、左舷及び右舷の両船首方からすれ違う態勢の漁船が引く網のブイや魚群探索に意識を向けて航行を続けたため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁船の乗組員は、漂泊して揚網作業を行う際、同作業を行う前に接近する他船の有無を確認すること。</li> <li>・ 船長は、操舵室前方の構造物や船首の浮上によって船首方が見え</li> </ul>

にくい場合、船首を左右に振る、見張り位置を移動するなどして船首方の死角を補う見張りを行うとともに、必要に応じてレーダーを活用すること。

- ・ 船舶所有者は、新たに船舶を建造する場合には、その設計、建造に際し、できる限り船首方の視界を確保することに留意すること。
- ・ 船長は、航行中、他船と接近する状況であっても、当該他船だけに意識を向けず、周囲の見張りを適切に行うとともに操船に専念すること。
- ・ 船舶所有者は、法令により設置が求められていない小型船舶であっても、容易に他船の位置を把握し、又は、自船の位置を知らせることができる簡易型AISを設置することが望ましい。